

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：セコム株式会社
(法人番号6011001035920)
業者の住所：東京都渋谷区神宮前1-5-1
- 2 指名停止措置期間：令和2年1月6日から
令和2年2月5日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：セコム株式会社の使用人が、出勤先民家においての窃盗及び住居侵入の疑いで、令和元年11月1日、兵庫県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

| 措置要件 | 期間 |
|---|------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1月以上9月以内 |